

海外送金取引の内容確認に関するご協力のお願い

平素は、多摩信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨今、外国為替取引においては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向け厳格な確認を行う義務が金融機関に課せられており、世界的にも規制が強化されています。

弊金庫におきましても、本邦外為法や米国 OFAC 規制（※1）など、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、お客さまとの海外送金取引につきまして、お取引の流れや海外の依頼人または受取人とのご関係など、内容に関する資料のご提示をお願いする場合があります。お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、弊金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によってはお手続きをお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【ご提示をお願いする資料】

送 金 原 資	通帳や入出金明細等、送金の資金源を確認できる資料
送 金 目 的	公的な貿易手続書面、請求書等 (例) 輸入許可証、原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN) 船荷証券 (BILL OF LADING) 請求書 (INVOICE) 等 ※送金目的をご申告いただくと共に、商品の品目、原産地、 船積地、仕向地等を確認させていただく場合があります。
生活費	ご依頼人とお受取人の関係や資金の必要性を確認できる資料 等
学 費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等
医 療 費	医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料 等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等
投 資	投資を行うにあたっての契約書 等
不 動 産 売 買	売買契約書 等
ご自身の外国銀行 口座との振替	通帳や口座の内容を確認できる資料 等

◆お客さまからご提示いただいた資料は弊金庫にて厳正な管理を行います。

◆送金内容により上記に加えて資料のご提示をお願いする場合がございます。

(※1) 米国 OFAC 規制とは

米国財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外国政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体については取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国法人 (米国金融機関含む)・米国居住者に適用され、本邦で受付する外国為替取引であっても、制裁対象者の関与する米ドル建て取引等は規制の対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引に支障が出る可能性がございます。

【OFAC 規制上の理由により弊金庫でお取扱できない取引】

- ①お取引の当事者 (※2) の所有地、関係国・関係地 (※3) 等に北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれる取引
- ②米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、外国籍犯罪組織等に関与するお取引

(※2) お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社等を指します。

(※3) 関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。